

【表紙】

【発行登録番号】	7 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 1月15日
【会社名】	マネックスファイナンス株式会社
【英訳名】	Monex Finance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 螺良 靖
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(4323)3818(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 反町 綾子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(4323)3818(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 反町 綾子
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2025年1月23日)から2年を経過する日(2027年1月22日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 60,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項はありません。

### 第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債】

未定。

#### 2【売出しの条件】

未定。

### 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）	2024年6月24日に関東財務局長に提出
事業年度 第9期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）	2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第10期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）	2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【半期報告書】

事業年度 第9期中（自2024年4月1日 至2024年9月30日）	2024年12月10日に関東財務局長に提出
事業年度 第10期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）	2026年1月5日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第11期中（自2026年4月1日 至2026年9月30日）	2027年1月4日までに関東財務局長に提出予定

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（2025年1月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

マネックスファイナンス株式会社 本店  
（東京都港区赤坂一丁目12番32号）

## 第三部【保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

#### 1【保証の対象となる予定の社債】

本発行登録により売出す社債にマネックスグループ株式会社（以下「保証会社」という。）の保証が付されることがあります。

#### 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

##### (1) 【保証会社が提出した書類】

継続開示会社である保証会社に関する事項は以下のとおりです。

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月24日に関東財務局長に提出

##### 【半期報告書】

事業年度 第21期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月5日に関東財務局長に提出

##### 【臨時報告書】

- (1) 上記の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2025年1月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2024年6月24日に関東財務局長に提出。
- (2) 上記の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2025年1月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月24日に関東財務局長に提出。
- (3) 上記の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2025年1月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2024年12月12日に関東財務局長に提出。

##### 【訂正報告書】

- (1) 訂正報告書（上記の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年8月9日に関東財務局長に提出。
- (2) 訂正報告書（上記（1）の臨時報告書の訂正報告書）を2024年10月7日に関東財務局長に提出。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

マネックスグループ株式会社 本店  
（東京都港区赤坂一丁目12番32号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

#### 第四部【特別情報】

##### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

保証会社であるマネックスグループ株式会社は、継続開示会社であるため、記載を省略しています。